

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	明石市 児童手当の支給に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明石市は、児童手当法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

明石市長

公表日

令和6年8月9日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

システム6	
①システムの名称	共通基盤システム（庁内連携システムと同義）
②システムの機能	① 統合データベース機能 各事務システムが共通で参照する業務データの副本を一元管理する機能。 ② データ連携機能 各事務システム間のデータ連携について、データ提供事務システムによりデータを受け取り、データ利用事務システムに合わせた連携用データを作成し、格納する機能。 ③ 共通データ管理機能 全庁的に利用する共通データ情報を管理する機能。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他（各事務システム(パッケージシステム)）
システム7	
①システムの名称	マイナポータルぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)
②システムの機能	① 住民向け機能 自らが受けることができるサービスをオンラインで 検索・申請できる機能。 ② 地方公共団体向け機能 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他（申請管理システム）
システム8	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	① 申請データ管理機能 申請データを一括でダウンロードし、その内容をオンラインで表示する機能。 ② 宛名管理機能 シリアル番号(既存住民基本台帳システムを通じて、住民基本台帳ネットワークシステムから取得)と宛名番号を紐づける機能。 ③ 申請データ連携機能 申請データを各事務に振り分けて連携する機能。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他（各事務システム(パッケージシステム)、マイナポータルぴったりサービス）
3. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表の項番81 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する]
	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条項番42、125、141、161 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条項番106、107
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども局子育て支援室児童福祉課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	
—	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	児童手当の受給者、その配偶者、市外別居児童及び多子加算算定対象(18～22歳)の子
その必要性	児童手当の認定等の審査において、受給資格者の地方税関係情報及び年金関係情報を確認し、適正な支給を行う必要があるため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (支払金融機関情報)
その妥当性	<ol style="list-style-type: none"> 1. 個人番号、その他識別情報 受給資格者、配偶者及び児童の特定及び審査に必要な情報を関係機関から取得するため。 2. 4情報、連絡先、その他住民票関係情報 児童手当法に規定された国内居住要件等の審査及び受給資格者等に通知を行うため。 3. 地方税関係情報 児童手当又は特例給付の適正な支給を行うため。 4. 児童福祉・子育て関係情報 受給資格者、配偶者及び児童の特定及び審査を行うため。 5. 年金関係情報 拠出金負担割合を算出するため。 6. 支払金融機関情報 受給者の指定する金融機関口座へ、児童手当又は特例給付を支給するため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	こども局子育て支援室児童福祉課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構、日本私立学校振興・共済事業団、地方公共団体情報システム機構、デジタル庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (各市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (マイナポータルぴったりサービス)								
③使用目的 ※	児童手当の請求者や受給者からの、認定請求、現況届、その他諸届等の審査及び認定を行うため。								
④使用の主体	使用部署	こども局子育て支援室児童福祉課、あかし総合窓口、大久保市民センター、魚住市民センター、二見市民センター							
	使用者数	[10人以上50人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	児童手当の請求者や受給者からの、認定請求、現況届、その他諸届等の審査及び認定を行うことに使用する。								
情報の突合	認定請求、現況届、その他諸届等の内容と住民票関係情報を突合し、児童手当請求者等の真正性を確認する。また、地方税関係情報及び年金関係情報を突合し、児童手当請求者等の審査及び認定を行う。								
⑥使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1		
児童手当システムの構築及び運用・保守業務		
①委託内容	児童手当システムの構築及び運用、ハードウェア・ソフトウェア保守等の維持管理業務を行う。	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	扶桑電通株式会社 関西支店	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	・委託先から再委託承認願の提出があり、本市が承認した場合に限る。 ・再委託を行う場合は、当該契約に掲げる個人情報の規定について再委託先に対しても適用する旨条件を付したうえで承認している。
	⑥再委託事項	児童手当システムの構築及び運用・保守業務保守業務における作業担当として、技術支援を行う。
委託事項2		
番号連携サーバ等維持管理業務委託		
①委託内容	団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)の保守・運用	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan株式会社 兵庫支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	・委託先から再委託承諾申請書の提出があり、本市が再委託承諾書により承諾した場合に限る。 ・再委託先から従業者名簿及び再委託先の従業者から個人情報の取扱いに関する誓約書を提出させる。
	⑥再委託事項	団体内統合宛名システムの保守・運用業務における作業担当として、技術支援作業を行う。
委託事項3		
磁気テープ等保管集配業務委託		
①委託内容	システムをバックアップした磁気テープ等の集配及び保管業務	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社ワンビシアーカイブズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (4) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (4) 件 [] 行っていない
提供先1	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条項番42
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務
③提供する情報	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童手当受給者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼がある都度

提供先2	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条項番161
②提供先における用途	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務
③提供する情報	児童手当関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童手当受給者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼がある都度
提供先3	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条項番125
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務
③提供する情報	児童手当関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童手当受給者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼がある都度

提供先4	独立行政法人日本学生支援機構	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条項番141	
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務	
③提供する情報	児童手当関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童手当受給者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼がある都度	
移転先1	市民課	
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条	
②移転先における用途	住民票への記載	
③移転する情報	児童手当関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童手当受給者	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	1日1回	

移転先2～5	
移転先2	児童福祉課
①法令上の根拠	明石市個人番号の利用に関する条例第4条
②移転先における用途	明石市子ども医療費の助成に関する条例による子ども医療の助成に関する事務
③移転する情報	児童手当関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童手当受給者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	特定個人情報の移転依頼がある都度
移転先3	生活福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の項番23、95 明石市個人番号の利用に関する条例第4条
②移転先における用途	生活保護の決定および実施、就労自立給付金の支援事務 中国残留邦人等支援給付の支給事務 生活に困窮する外国人に対して行う生活保護法の取扱いに準じた生活保護費(保険料分及び介護給付費分)算定事務
③移転する情報	児童手当関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童手当受給者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	特定個人情報の移転依頼がある都度

移転先4	明石こどもセンター
①法令上の根拠	・児童虐待の防止等に関する法律:十三条の四第1項 ・個人情報の保護に関する法律:第十六条第3項第三号
②移転先における用途	児童虐待に係る緊急・重篤事案の安全確認、調査、指導、措置等に関する事務
③移転する情報	児童手当関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童手当受給者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (端末操作(画面での確認))
⑦時期・頻度	特定個人情報の移転依頼がある都度
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<届出書、申請書及び所得申告書等における措置> ・届出書等を施錠ができる場所等に保管し厳重に管理している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用領域とし、他テナントとの混在リスクを回避する。 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入探知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティの適用を行う。 <児童手当システム、団体内統合宛名システム、申請管理システム、共通宛名システム、共通基盤システムにおける措置> ・児童手当システム、団体内統合宛システム及び申請管理システムのサーバは庁舎の管理区域内に、その他のサーバは入館管理が厳重な庁舎外のデータセンターに設置しており、サーバ室への入室は厳重に管理されている。なお、明石市においては、当該サーバへアクセス権限を有する端末のみ使用している。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【児童手当情報ファイル】

○台帳情報

1. 市町村コード 2. 宛名コード 3. 台帳番号 4. 認定番号 5. 配偶者有無 6. 配偶者有無-名称 7. 配偶者宛名コード 8. 配偶者職業 9. 配偶者職業-名称 10. 外国人区分 11. 外国人区分-名称 12. 支払方法 13. 支払方法-名称 14. 受給区分 15. 受給区分-名称 16. 特例給付 17. 特例給付-名称 18. 被用区分 19. 被用区分-名称 20. 年金種別 21. 年金種別-名称 22. 年金保険区分 23. 年金保険区分-名称 24. 年金保険記号番号 25. 勤務先 26. 勤務先電話番号 27. 処理日 28. 認定処理日 29. 申請日 30. 受付確認日 31. 認定日 32. 消滅日 33. 支給開始年月 34. 事由日 35. 事由コード 36. 事由コード-名称 37. 改定開始年月 38. 状態区分 39. 状態区分-名称 40. 不備書類区分 41. 現況届状態区分 42. 現況届状態区分-名称 43. 改定区分 44. 改定区分-名称 45. 年度 46. 履歴番号 47. 配偶者外国人登録日 48. 配偶者外国人登録番号 49. 支払保留区分 50. 支払保留区分-名称 51. 発行日 52. 文書番号 53. 印刷フラグ 54. 寄付区分 55. 特徴区分 56. 徴収区分

○受給者宛名情報

1. 住民区分 2. 住民区分-名称 3. 宛名区分 4. 宛名区分-名称 5. 住民日異動日 6. 非住民日異動日 7. カナ氏名 8. 氏名 9. 住所 10. 方書 11. 郵便番号 12. 生年月日 13. 年齢 14. 性別 15. DVフラグ

○送付先情報

1. 送付先有無 2. 郵便番号 3. 送付先住所 4. 送付先氏名 5. 送付先カスタマーバーコード 6. 送付先バーコード制御バイト

○口座情報

1. 銀行コード 2. 銀行コード-名称 3. 支店コード 4. 支店コード-名称 5. 口座種別 6. 口座種別-名称 7. 口座番号 8. 口座名義人カナ 9. 口座名義人漢字

○連絡先情報

1. 電話番号等

○児童宛名情報

1. 住民区分 2. 住民区分-名称 3. 宛名区分 4. 宛名区分-名称 5. 住民日異動日 6. 非住民日異動日 7. カナ氏名 8. 氏名 9. 住所 10. 方書 11. 郵便番号 12. 生年月日 13. 年齢 14. 性別 15. DVフラグ

○固有情報

1. 対象者との続柄 2. 対象者との続柄-名称 3. 同居別居区分 4. 同居別居区分-名称

○児童情報

1. 宛名コード 2. 外国人区分 3. 外国人区分-名称 4. 監護区分 5. 監護区分-名称 6. 生計区分 7. 生計区分-名称 8. 受給者関係区分 9. 受給者関係区分-名称 10. 父母指定届出日 11. 父母指定実施者氏名 12. 留学区分 13. 留学区分-名称 14. 留学出国年月日 15. 留学修了予定日 16. 3歳未満区分 17. 3歳未満区分-名称 18. 3歳以上区分 19. 3歳以上区分-名称 20. 中学生区分 21. 中学生区分-名称 22. 処理日 23. 3歳以上該当日 24. 中学生該当日 25. 非支給日 26. 非該当日 27. 支給開始年月

○年度情報

1. 年度 2. 現況届管理番号 3. 現況届作成日 4. 現況届発行日 5. 現況届申請日 6. 現況届受付確認日 7. 現況届認定日 8. 現況届状態区分 9. 現況届状態区分-名称 10. 現況届返戻保留日 11. 現況届返戻保留事由コード 12. 現況届返戻保留事由コード-名称 13. 差止日 14. 差止事由コード 15. 差止事由コード-名称 16. 不備書類区分 17. 特例給付 18. 特例給付-名称 19. 被用区分 20. 被用区分-名称 21. 年金種別 22. 年金種別-名称 23. 年金保険区分 24. 年金保険区分-名称 25. 年金保険記号番号 26. 勤務先 27. 勤務先電話番号 28. 発行日 29. 文書番号 30. 印刷フラグ

○改定情報

1. 履歴番号 2. 申請日 3. 受付確認日 4. 事由発生日 5. 認定日 6. 改定開始年月 7. 改定区分 8. 改定区分-名称 9. 要件児童数 10. 支給児童数 11. 手当月額 12. 改定前手当月額 13. 改定事由コード 14. 改定事由コード-名称 15. 却下事由コード 16. 却下事由コード-名称 17. 状態区分 18. 状態区分-名称 19. 処理日 20. 届出区分 21. 届出区分-名称 22. 特例給付 23. 特例給付-名称 24. 所得判定年度 25. 児童数3歳未満 26. 手当額3歳未満 27. 児童数3歳以上 28. 手当額3歳以上 29. 児童数中学生 30. 手当額中学生 31. 無効フラグ 32. 発行日 33. 文書番号 34. 印刷フラグ

○汎用情報

1. メモ有無

○所得情報

1. 扶養人数 2. 内老人者数 3. 年少扶養親族数 4. 特定扶養親族数 5. 控除前所得額 6. 算定額 7. 制限額1

○外国人情報

1. 受給者登録日 2. 受給者登録番号 3. 受給者在留資格 4. 受給者本名 5. 受給者在留期間開始日 6. 受給者在留期間終了日 7. 児童登録日 8. 児童登録番号 9. 児童在留資格 10. 児童本名 11. 児童在留期間開始日 12. 児童在留期間終了日

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><届出、申請及び申告等における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を入手する際は、届出等が必要な者が精査した上で、届出書等にて収集する情報の種類及び項目を制限し、目的に沿わない情報を入手しない。 ・特定個人情報を入手する際は、本人確認書類（個人番号カード等の身分証明書）で厳格に本人確認を行い、入手した特定個人情報の正確性を担保する。 <p><児童手当システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、基本4情報等の宛名情報の入手は、児童手当システムに登録された情報のみに限定されているため、対象者以外の情報を入手することはない。 <p><マイナポータルびったりサービスにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号の提出が必要な人の要件を明示し、本人以外の情報の入手を防止する。 ・入力画面の誘導を簡潔に行い、異なる手続きの申請や不要な情報送信のリスクを防止する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><届出、申請及び申告等における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出書等を施錠ができる場所等に保管し管理しているため、業務を取扱う権限のない職員が届出書等を閲覧すること及び届出書等をデータ化することはない。 <p><児童手当システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、基本4情報等の宛名情報の入手については、児童手当システムに登録された情報のみに限定されているため、必要な情報以外を入手することはない。 ・必要のない特定個人情報へのアクセスをアカウント権限によって制御する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p><システム外の措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当システムの認証に用いるIDは、児童手当事務従事者に限定して必要最低限の権限を付与され、一定期間ごとに管理者によるチェックを行う。 <p><宛名システム等、申請管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザID及びパスワード並びに手のひら静脈認証による二要素認証を行っているため、権限のない者は利用できない。 ・認証後は、ユーザごとに利用可能な機能を制限しているため、権限のない機能は利用できない。 ・IDごとの利用履歴（ログ）を取得している。
その他の措置の内容	<p><宛名システム等、申請管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・離席時にはスクリーンロックを利用し、長時間にわたり業務端末画面に個人情報を表示させない。 ・人事異動や権限変更があった場合は、書面にて管理者が決裁し、システムに反映している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 定めている <input type="checkbox"/> 2) 定めていない
規定の内容	特定個人情報ファイルの取扱いについて、委託契約書において特記事項として以下の点を定めている。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの取扱いに関して ・収集の制限 ・目的外利用・提供の制限 ・漏えい、滅失及びびき損の防止 ・廃棄 ・機密の保持 ・持ち出しの禁止 ・複写又は複製の禁止 ・事務従事者の明確化 ・事務従事者への監督及び教育 ・資料の返還等 ・報告及び立入調査 ・事故発生時における報告義務 ・契約解除及び損害賠償 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れて行っている <input type="checkbox"/> 2) 十分に行っている <input type="checkbox"/> 3) 十分に行っていない <input type="checkbox"/> 4) 再委託していない
具体的な方法	・許可のない再委託は認めていない。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を適用している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 2) 十分である <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 定めている <input type="checkbox"/> 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> <庁内のデータ連携で提供・移転する場合における措置> <input type="checkbox"/> 情報の提供・移転を行う場合、利用部署からデータ利用申請を提出させ、データ利用に関し法的根拠等があるかを確認し、承認を得ればデータが利用できる。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 2) 十分である <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法の規定に基づき、各業務と統合宛名番号の紐付けを行い、認められる範囲においてのみ特定個人情報の照会を行う。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>3) 課題が残されている</p>	2) 十分である

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><団体内統合宛名システムにおける措置> ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に規定された事務以外の事務においては、団体内統合宛名システムに接続することができないため、不正な提供が行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p> <p><中間サーバーの運用における措置> ・情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの特定個人情報をどの職員がいつどういう目的で提供したのかがすべて記録される。(提供記録は7年分保管する。) ・取得したログは定期的に確認を行う。 ・番号法及び条例上認められる提供以外行わないようにする。 ・他機関からの提供が認められなかった場合についても記録を残す。</p>
---------------------	---

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	---

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
その他の措置の内容	<明石市における措置> ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、電子計算機に無停電電源装置等を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 ・システムのバックアップデータは別媒体に格納し施錠のできる場所に保管している。 ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。 ・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入している。 ・OSには随時セキュリティパッチ適用を実施している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<届出書、申請書及び申告書等における措置> ・保存年限の経過等により不要になった文書は溶解処理する等適切に廃棄を行っている。		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。		

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><明石市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用事務職員に対し、番号法に基づく、特定個人情報保護に関する研修を年1回実施している。 ・全ての職員に対し、個人情報保護に関する研修を行っていく。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する教育の実施を義務付け、業務契約において、個人情報保護の規定を設けている。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高いレベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	明石市政策局市民相談室行政情報センター 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 電話 078-918-5003
②請求方法	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	明石市こども局子育て支援室児童福祉課 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 電話 078-918-5027
②対応方法	必要に応じて関係部署に照会する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年1月20日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月7日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①福祉局子育て支援室児童福祉課 ②田中 典子	①こども局子育て支援室児童福祉課 ②室長兼課長	事後	
令和1年6月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	福祉局子育て支援室児童福祉課	こども局子育て支援室児童福祉課	事後	
令和1年6月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	福祉局子育て支援室児童福祉課	こども局子育て支援室児童福祉課	事後	
令和1年6月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	[○]移転を行っている (3件)	[○]移転を行っている (4件)	事後	
令和1年6月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4 ①法令上の根拠	(新規)	・児童虐待の防止等に関する法律: 十三条の四第1項 ・個人情報の保護に関する法律: 第十六条第3項第三号	事後	
令和1年6月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4 ②移転先における用途	(新規)	児童虐待に係る緊急・重篤事案の安全確認、調査、指導、措置等に関する事務	事後	
令和1年6月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4 ③移転する情報	(新規)	児童手当関係情報	事後	
令和1年6月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4 ④移転する情報の対象となる本人の数	(新規)	1万人未満	事後	
令和1年6月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	(新規)	児童手当受給者	事後	
令和1年6月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4 ⑥移転方法	(新規)	[○]その他(端末操作(画面での確認))	事後	
令和1年6月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4 ⑦時期・頻度	(新規)	特定個人情報の移転依頼がある都度	事後	
令和1年6月7日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	明石市福祉局子育て支援室児童福祉課 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 電話 078-918-5027	明石市こども局子育て支援室児童福祉課 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 電話 078-918-5027	事後	
令和3年5月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[○]宛名システム [○]その他(ホストシステム)	[○]庁内連携システム [○]宛名システム	事後	システム再構築に伴う評価の再実施

令和3年5月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	※追加	① 自己情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して自己情報に対する提供の求めを受領し、当該の特定個人情報(連携情報)及び自己情報提供用添付ファイルの提供を行う機能。 ② お知らせ機能 お知らせ情報提供対象者へのお知らせ情報の送信依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して、お知らせ情報の提供を行う。また、お知らせ情報提供対象者へ提供したお知らせ情報に対する状況確認依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して回答結果の受領を行う機能。	事後	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	[○]既存住民基本台帳システム [○]その他(中間サーバー、共通宛名システム、他システム<ホストシステム、パッケージシステム>)	[○]既存住民基本台帳システム [○]税務システム [○]その他(中間サーバー、各事務システム(パッケージシステム))	事後	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	② 団体内宛名番号(以下「個人コード」という。)付番、登録機能 ⑦※追加	② 団体内宛名番号(以下「宛名コード」という。)付番、登録機能 ⑦ 住民基本台帳システム連携機能 住民基本台帳システムで登録・修正された住登者の情報を連携する機能。	事後	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	[○]既存住民基本台帳システム [○]その他(ホストシステム)	[○]庁内連携システム [○]既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 [○]その他(国民年金システム、学齢簿システム、就学援助システム)	事後	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称	※追加	共通基盤システム (庁内連携システムと同義)	事後	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	※追加	① 統合データベース機能 各事務システムが共通で参照する業務データの副本を一元管理する機能。 ② データ連携機能 各事務システム間のデータ連携について、データ提供事務システムによりデータを受け取り、データ利用事務システムに合わせた連携用データを作成し、格納する機能。 ③ 共通データ管理機能 全庁的に利用する共通データ情報を管理する機能。	事後	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続	※追加	[○]税務システム [○]その他(各事務システム(パッケージシステム))	事後	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、87の項) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条、第44条	1. 情報提供の根拠 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87、106の項) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条、第44条、第53条	事後	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	室長兼課長	課長	事後	人事異動に伴う軽微な修正
令和3年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	[○]提供を行っている(2件)	[○]提供を行っている(4件)	事後	システム再構築に伴う評価の再実施

令和3年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2	提供先 都道府県知事等 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 87の項 ②提供先における用途 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務 ③提供する情報 児童手当関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 児童手当受給者 ⑥提供方法 [○]情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 特定個人情報の提供依頼がある都度	提供先 社会福祉協議会 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 30の項 ②提供先における用途 社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務 ③提供する情報 児童手当関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 児童手当受給者 ⑥提供方法 [○]情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 特定個人情報の提供依頼がある都度	事後	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先3	※追加	提供先 都道府県知事等 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 87の項 ②提供先における用途 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務 ③提供する情報 児童手当関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 児童手当受給者 ⑥提供方法 [○]情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 特定個人情報の提供依頼がある都度	事後	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先4	※追加	提供先 独立行政法人日本学生支援機構 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 106の項 ②提供先における用途 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務 ③提供する情報 児童手当関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 児童手当受給者 ⑥提供方法 [○]情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 特定個人情報の提供依頼がある都度	事後	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報ファイルの入手・使用 ①入手元	[○]行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構、共済組合、地方公共団体情報システム機構)	[○]行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構、日本私立学校振興・共済事業団、地方公共団体情報システム機構)	事後	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	<明石市における措置> ・電子計算機、データを含んだ記録媒体の盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、施錠をしている。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。 ・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入している。 ・OSには随時セキュリティパッチ適用を実施している。	<明石市における措置> ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、電子計算機に無停電電源装置等を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 ・システムのバックアップデータは別媒体に格納し施錠のできる場所に保管している。 ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。 ・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入している。 ・OSには随時セキュリティパッチ適用を実施している。	事後	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<届出書、申請書及び申告書等における措置> ・保存年限の経過等により不要になった文書は溶解処理する等適切に廃棄を行っている。 <共通宛名システムにおける措置> ・住登外者の宛名情報の最終更新日より5年経過したデータで、各事務システムで使用されていない特定個人情報を年に1度データベースより消去する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	<届出書、申請書及び申告書等における措置> ・保存年限の経過等により不要になった文書は溶解処理する等適切に廃棄を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	事後	システム再構築に伴う評価の再実施

令和3年9月10日	Ⅲ リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<p><明石市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行っている。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する教育の実施を義務付け、業務契約において、個人情報保護の規定を設けている。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となる。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 	<p><明石市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用事務職員に対し、番号法に基づく、特定個人情報保護に関する研修を年1回実施している。 ・全ての職員に対し、個人情報保護に関する研修を行っている。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する教育の実施を義務付け、業務契約において、個人情報保護の規定を設けている。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となる。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。 	事後	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年9月10日	Ⅴ 評価実施手続き 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成29年9月15日	令和3年2月28日	事後	システム再構築に伴う評価の再実施
令和4年6月17日	Ⅰ 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号	事後	
令和4年6月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1~4 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 106の項	番号法第19条第8号 別表第二 106の項	事後	
令和5年2月3日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ①システムの名称	統合宛名システム(宛名システムと同義)	団体内統合宛名システム(宛名システムと同義)	事後	システム名称の修正
令和5年2月3日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	[○]中間サーバー、各事務システム(パッケージシステム)	[○]中間サーバー、各事務システム(パッケージシステム)、申請管理システム	事前	びったりサービスの開始に伴う評価の再実施
令和5年2月3日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ①システムの名称	※追加	マイナポータルびったりサービス(サービス検索・電子申請機能)	事前	びったりサービスの開始に伴う評価の再実施
令和5年2月3日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ②システムの機能	※追加	① 住民向け機能 自らが受けることができるサービスをオンラインで 検索・申請できる機能。 ② 地方公共団体向け機能 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能。	事前	びったりサービスの開始に伴う評価の再実施
令和5年2月3日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ③他のシステムとの接続	※追加	[○]宛名システム等 [○]その他(申請管理システム))	事前	びったりサービスの開始に伴う評価の再実施
令和5年2月3日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ①システムの名称	※追加	申請管理システム	事前	びったりサービスの開始に伴う評価の再実施
令和5年2月3日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能	※追加	① 申請データ管理機能 申請データを一括でダウンロードし、その内容をオンラインで表示する機能。 ② 宛名管理機能 シリアル番号(既存住民基本台帳システムを通じて、住民基本台帳ネットワークシステムから取得)と宛名番号を紐づける機能。 ③ 申請データ連携機能 申請データを各事務に振り分けて連携する機能。	事前	びったりサービスの開始に伴う評価の再実施
令和5年2月3日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ③他のシステムとの接続	※追加	[○]宛名システム等 [○]その他(各事務システム(パッケージシステム)、マイナポータルびったりサービス)	事前	びったりサービスの開始に伴う評価の再実施

令和5年2月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報ファイルの入手・使用 ②入手方法	※追加	[○]その他(マイナポータルびったりサービス)	事前	びったりサービスの開始に伴う評価の再実施
令和5年2月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 番号連携サーバ等維持管理業務委託 ①委託内容	※追加	団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)の保守・運用	事後	記載内容の修正
令和5年2月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 番号連携サーバ等維持管理業務委託 ②委託先における取扱者数	※追加	10人未満	事後	びったりサービスの開始に伴う評価の再実施
令和5年2月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 番号連携サーバ等維持管理業務委託 ③委託先名	※追加	富士通Japan株式会社 兵庫支社	事後	びったりサービスの開始に伴う評価の再実施
令和5年2月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④再委託の有無※	※追加	再委託する	事後	びったりサービスの開始に伴う評価の再実施
令和5年2月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 番号連携サーバ等維持管理業務委託 ⑤委託先の許諾方法	※追加	・委託先から再委託承諾申請書の提出があり、本市が再委託承諾書により承諾した場合に限る。 ・再委託先から従業者名簿及び再委託先の従業者から個人情報の取扱いに関する誓約書を提出させる。	事後	びったりサービスの開始に伴う評価の再実施
令和5年2月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 番号連携サーバ等維持管理業務委託 ⑥再委託事項	※追加	団体内統合宛名システムの保守・運用業務における作業担当として、技術支援作業を行う。	事後	びったりサービスの開始に伴う評価の再実施
令和5年2月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 磁気テープ等保管集配業務委託 ①委託内容	※追加	システムをバックアップした磁気テープ等の集配及び保管業務	事後	びったりサービスの開始に伴う評価の再実施
令和5年2月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 磁気テープ等保管集配業務委託 ②委託先における取扱者数	※追加	10人未満	事後	びったりサービスの開始に伴う評価の再実施
令和5年2月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 磁気テープ等保管集配業務委託 ③委託先名	※追加	株式会社ワンビシアークイブズ	事後	びったりサービスの開始に伴う評価の再実施
令和5年2月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 磁気テープ等保管集配業務委託 ④再委託の有無※	※追加	再委託しない	事後	びったりサービスの開始に伴う評価の再実施
令和5年2月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	(省略) 新規	(前略) ＜児童手当システム、団体内統合宛名システム、申請管理システム、共通宛名システム、共通基盤システムにおける措置＞ ・児童手当システム、団体内統合宛システム及び申請管理システムのサーバは庁舎の管理区域内に、その他のサーバは入館管理が厳重な庁舎外のデータセンターに設置しており、サーバ室への入室は厳重に管理されている。なお、明石市においては、当該サーバへアクセス権限を有する端末のみ使用している。	事前	びったりサービスの開始に伴う評価の再実施

令和5年2月3日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスクに対する措置の内容	(省略) 新規	(前略) ＜マイナポータルびったりサービスにおける措置＞ ・個人番号の提出が必要な人の要件を明示し、本人以外の情報の入手を防止する。 ・入力画面の誘導を簡潔に行い、異なる手続きの申請や不要な情報送信のリスクを防止する。	事前	びったりサービスの開始に伴う評価の再実施
令和5年2月3日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	(省略) ＜システムにおける措置＞ ・ユーザーID及びパスワード並びに手のひら静脈認証による二要素認証を行っているため、権限のない者は利用できない。 ・認証後は、ユーザーごとに利用可能な機能を制限しているため、権限のない機能は利用できない。 ・IDごとの利用履歴(ログ)を取得している。	(省略) ＜宛名システム等、申請管理システムにおける措置＞ ・ユーザーID及びパスワード並びに手のひら静脈認証による二要素認証を行っているため、権限のない者は利用できない。 ・認証後は、ユーザーごとに利用可能な機能を制限しているため、権限のない機能は利用できない。 ・IDごとの利用履歴(ログ)を取得している。	事前	びったりサービスの開始に伴う評価の再実施
令和5年2月3日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容	・離席時にはスクリーンロックを利用し、長時間にわたり業務端末画面に個人情報を表示させない。	＜宛名システム等、申請管理システムにおける措置＞ ・離席時にはスクリーンロックを利用し、長時間にわたり業務端末画面に個人情報を表示させない。 ・人事異動や権限変更があった場合は、書面にて管理者が決裁し、システムに反映している。	事前	びったりサービスの開始に伴う評価の再実施
令和5年2月3日	Ⅳ 評価実施手続き 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和3年2月28日	令和5年1月20日	事前	びったりサービスの開始に伴う評価の再実施
令和5年6月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報ファイルの入手・使用 ①入手元	[○]行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構、日本私立学校振興・共済事業団、地方公共団体情報システム機構)	[○]行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構、日本私立学校振興・共済事業団、地方公共団体情報システム機構、デジタル庁)	事後	公金受取口座情報の利用に伴う修正
令和5年6月16日	Ⅳ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	明石市個人情報保護条例第17条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。	事後	法改正に伴う修正
令和6年8月9日	Ⅰ 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一の56の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条	1. 番号法第9条第1項 別表の項番81 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)
令和6年8月9日	Ⅰ 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87、106の項) (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条、第44条、第53条 2. 情報照会の根拠 (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74、75の項) (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第40条、第40条の2	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条項番42、125、141、161 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条項番106、107	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)
令和6年8月9日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容	市町村は、「児童手当法」および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務において特定個人情報を取扱う。 ①児童手当若しくは特例給付の受給資格及び額の認定請求の受理、審査又は請求に対する応答 ②児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、審査又は請求に対する応答 ③未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、審査又は請求に対する応答 ④現況届の受理、審査又は請求に対する応答 ⑤関係機関への資料の閲覧、提供、報告の求め ⑥父母指定者の届出の受理、審査又は届出に対する応答	市町村は、「児童手当法」および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務において特定個人情報を取扱う。 ①児童手当の受給資格及び額の認定請求の受理、審査又は請求に対する応答 ②児童手当の額の改定の請求の受理、審査又は請求に対する応答 ③未支払の児童手当の請求の受理、審査又は請求に対する応答 ④現況届の受理、審査又は請求に対する応答 ⑤関係機関への資料の閲覧、提供、報告の求め ⑥父母指定者の届出の受理、審査又は届出に対する応答	事前	制度改正に伴う修正 (令和6年10月1日から適用)

令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	児童手当又は特例給付の受給者、その配偶者及び市外別居児童 児童手当及び特例給付の認定等の審査において、受給資格者の地方税関係情報及び年金関係情報を確認し、適正な支給を行う必要があるため。	児童手当の受給者、その配偶者、市外別居児童及び多子加算算定対象(18~22歳)の子 児童手当の認定等の審査において、受給資格者等の地方税関係情報及び年金関係情報を確認し、適正な支給を行う必要があるため。	事前	制度改正に伴う修正 (令和6年10月1日から適用)
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③使用目的	児童手当又は特例給付の請求者や受給者からの、認定請求、現況届、その他諸届等の審査及び認定を行うため。	児童手当の請求者や受給者からの、認定請求、現況届、その他諸届等の審査及び認定を行うため。	事前	制度改正に伴う修正 (令和6年10月1日から適用)
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	児童手当又は特例給付の請求者や受給者からの、認定請求、現況届、その他諸届等の審査及び認定を行うことに使用する。	児童手当の請求者や受給者からの、認定請求、現況届、その他諸届等の審査及び認定を行うことに使用する。	事前	制度改正に伴う修正 (令和6年10月1日から適用)
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 26の項	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条項番42	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 87の項	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条項番125	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 106の項	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条項番141	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先2	社会福祉協議会	都道府県知事等	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 30の項	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条項番161	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先2 ②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先3 ①法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表第一(15項、63項) 明石市個人番号の利用に関する条例第4条	番号法第9条第1項 別表の項番23、95 明石市個人番号の利用に関する条例第4条	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)
令和6年8月9日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<団体内統合宛名システムにおける措置> ・番号法別表第二に規定された事務以外の事務においては、団体内統合宛名システムに接続することができないため、不正な提供が行われるリスクに対応している。 ~後略~	<団体内統合宛名システムにおける措置> ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に規定された事務以外の事務においては、団体内統合宛名システムに接続することができないため、不正な提供が行われるリスクに対応している。	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)